

第4次結城市行政改革大綱

行 動 計 画

【平成 25 年度 ▶ 平成 29 年度】

（平成 27 年 6 月改訂版）



平成 26 年 3 月
茨城県 結城市

目 次

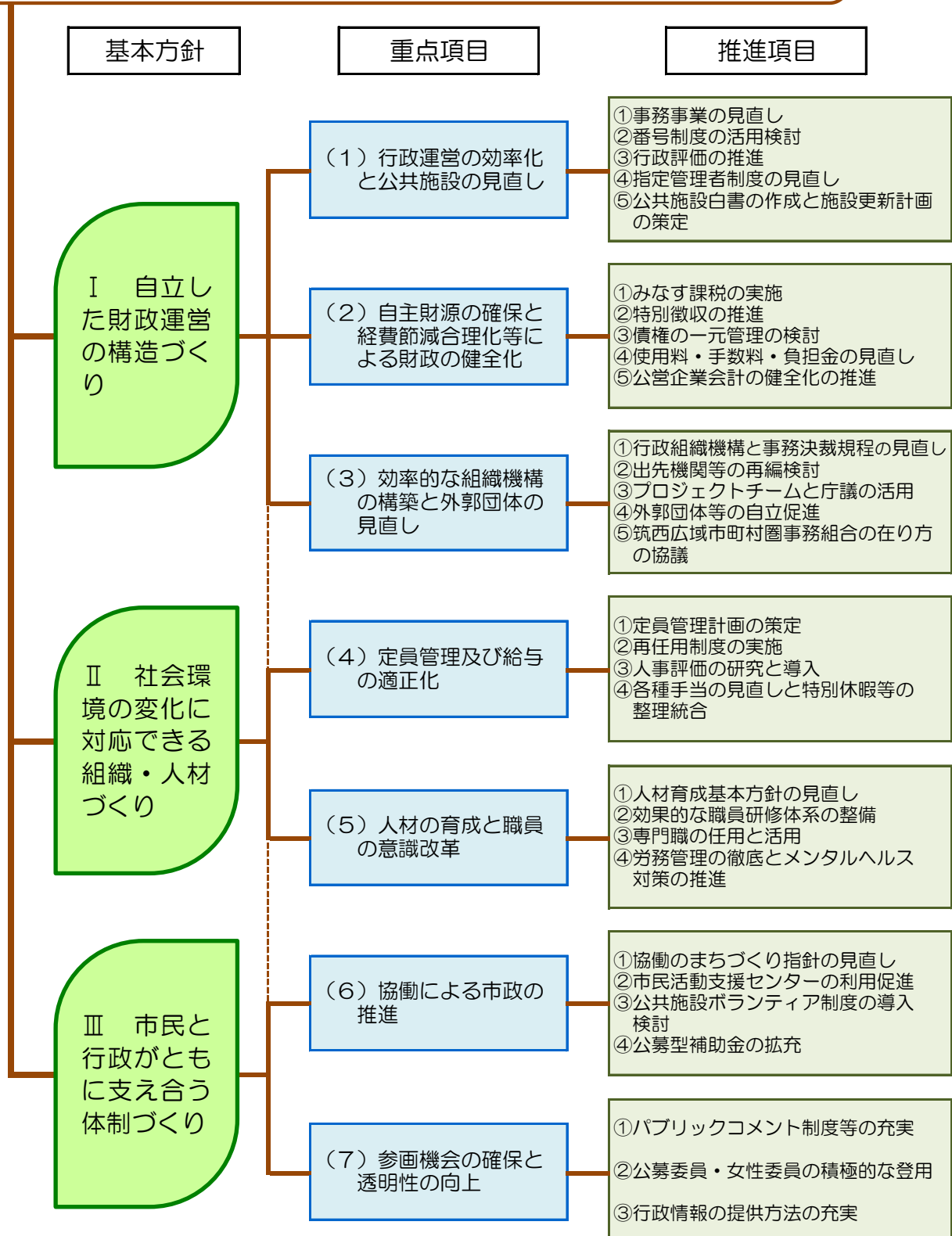
	No.	頁
第4次結城市行政改革大綱 体系図		1
第4次結城市行政改革大綱【行動計画】について		2
I 自立した財政運営の構造づくり		
(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し		
① 事務事業の見直し	1	3
② 番号制度の活用検討	2	3
③ 行政評価の推進	3	4
④ 指定管理者制度の見直し	4	4
⑤ 公共施設白書の作成と施設更新計画の策定	5	5
(2) 自主財源の確保と経費節減合理化による財政の健全化		
① みなす課税の実施	6	6
② 特別徴収の推進	7	6
③ 債権の一元管理の検討	8	7
④ 使用料・手数料・負担金の見直し	9	8
⑤ 公営企業会計の健全化の推進	10	8
(3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し		
① 行政組織機構と事務決裁規程の見直し	11	9
② 出先機関等の再編検討	12	10
③ プロジェクトチームと庁議の活用	13	10
④ 外郭団体等の自立促進	14	11
⑤ 筑西広域市町村圏事務組合の在り方の協議	15	11

	No.	頁
Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり		
（４）定員管理及び給与の適正化		
① 定員管理計画の策定	16	12
② 再任用制度の実施	17	13
③ 人事評価の研究と導入	18	13
④ 各種手当の見直しと特別休暇等の整理統合	19	14
（５）人材の育成と職員の意識改革		
① 人材育成基本方針の見直し	20	15
② 効果的な職員研修体系の整備	21	15
③ 専門職の任用と活用	22	16
④ 労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進	23	16
Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり		
（６）協働による市政の推進		
① 協働のまちづくり指針の見直し	24	17
② 市民活動支援センターの利用促進	25	18
③ 公共施設ボランティア制度の導入検討	26	18
④ 公募型補助金の拡充	27	19
（７）参画機会の確保と透明性の向上		
① パブリックコメント制度等の充実	28	19
② 公募委員・女性委員の積極的な登用	29	20
③ 行政情報の提供方法の充実	30	21

第4次結城市行政改革大綱 体系図

基本目標

持続可能な行政運営基盤の構築を目指して



第4次結城市行政改革大綱【行動計画】について

●策定の目的

本市では、これまで数次に渡り行政改革大綱の策定・改訂を行い、その時代に
応じた行政改革を実施してきました。

この度【第5次結城市総合計画】の実行を下支えするものとして、「持続可
能な行政運営基盤の構築を目指して」を基本目標として掲げた【第4次結城市
行政改革大綱】が平成26年1月に策定されました。

大綱の基本的な考え方において、その推進方法については、「大綱に基づき、
具体的な取り組みについてのスケジュールや数値目標を定めた第4次結城市
行政改革大綱行動計画を併せて策定」することとされていることから、【行動
計画】を策定するものです。

●計画の内容

行動計画は、第4次結城市行政改革大綱において定めた具体的な取り組み内
容＝【推進項目】を単位として、計画期間内における具体的な実施内容や最終
的な到達目標をとりまとめたものです。

なお、行政改革の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、計画期間中に変更す
る必要が生じた項目等については、随時見直しを図り、行動計画の内容を修正
するものとします。

●計画の期間

第4次結城市行政改革大綱と同様に、平成25年度から平成29年度までを
計画期間とします。

なお、本計画では過年度分の実績については、年次計画欄において【実績】
として追記をしていきます。

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し	財政課
推進項目		① 事務事業の見直し	企画政策課
取組内容		行政評価を活用して、スクラップアンドビルドによる事務事業の整理合理化を行い、第5次総合計画後期基本計画の策定と合わせて、体系的で分かりやすい予算を作成する。	
年次計画	25年度	・事務事業の洗い出し	
	(実績)	・平成26年度予算から抽出 一般会計：大事業 327, 小事業 398 特別会計：大事業 132, 小事業 154	
	26年度	・行政評価結果（統合、縮小、廃止）に基づき整理合理化の検討	
	(実績)	・事務事業の統合により、事業数を4件削減し、H27予算に反映 ・新事務事業体系の整理について、H27に総合計画後期基本計画との摺合せを行い方針を決定、H28予算から導入	
	27年度	・第5次結城市総合計画後期基本計画との施策・事務事業の摺り合わせ ・新しい事務事業体系の整理 ・行政評価結果（統合、縮小、廃止）に基づき整理合理化の実施	
	28年度	・行政評価結果（統合、縮小、廃止）に基づき整理合理化の実施	
到達目標		第5次総合計画後期基本計画の施策体系に合わせて予算上の事務事業を整理し、平成28年度予算からの新事務事業体系への移行を目指す。 その後も引き続き整理合理化に努める。	

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し	企画政策課
推進項目		② 番号制度の活用検討	関係各課
取組内容		関係各課と協調しながら、住民に分かりやすく、職員が使いやすい番号制度の活用方法を検討し、導入を図る。	
年次計画	25年度	・研修会、説明会への出席及び情報収集	
	(実績)	・県説明会 2回 ・庁内関係課による勉強会、担当者会議の実施	
	26年度	・基幹システムの改修及び独自利用検討、方針の決定	
	(実績)	・個人番号付与（H27.10）に向け、法令に基づき事務手続きを進めるとともに、関係課間の調整を開始	

年次計画	27年度	・基幹システムの改修及び独自利用のための準備作業 ・番号制度の利用開始（平成28年1月）
	28年度	・独自利用を含めた番号制度の運用
	29年度	・独自利用を含めた番号制度の運用
到達目標		個人情報保護しつつ、効果的・効率的な活用方法を検討し、運用する。

No. 3

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し	企画政策課
推進項目		③ 行政評価の推進	
取組内容		総合計画実施計画と連動した事務事業評価と、外部評価を前提とした施策評価の実施する。	
年次計画	25年度	・事務事業評価の実施 ・外部評価の試行実施	
	(実績)	・行政評価カルテ作成、事務事業評価の実施(331事業) ・外部評価の試行(1施策4事業)	
	26年度	・総合計画後期基本計画策定に併せて行政評価の方法等を見直し	
	(実績)	・施策評価の構築を前提とした、総合計画後期基本計画の策定開始	
	27年度	・施策評価を前提とした総合計画後期基本計画を策定	
	28年度	・施策評価制度の実施(試行)	
	29年度	・施策評価制度の実施(本実施)	
到達目標		施策評価によって総合計画の進行管理ができるよう、制度を見直し、計画の体系を整理する。	

No. 4

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し	総務課
推進項目		④ 指定管理者制度の見直し	関係各課

取 組 内 容		指定管理者制度を導入している施設について運営方法の再検討を行う。また、制度未導入の施設について運営方法の検討を行う。
年 次 計 画	25年度	・ 市民情報センターにおいて指定管理者制度の実施 (平成26年度から平成28年度まで)
	26年度	・ 指定管理者制度実施中の施設（市民文化センター，鹿窪運動公園）について，運営方法を検討（メリット・デメリット等の検証）し，今後の方針を決定する。 ・ 直営等にて管理している施設について運営方法を検討
	(実績)	・ 市民文化センター，鹿窪運動公園について，次期の方針を検討するためヒアリングを実施 (方針決定はH27年度)
	27年度	・ 指定管理者制度実施中の施設（市民情報センター）について，運営方法を検討（メリット・デメリット等の検証）し，今後の方針を決定する。 ・ 直営等にて管理している施設について運営方法を検討
	28年度	・ 直営等にて管理している施設について運営方法を検討
	29年度	・ 直営等にて管理している施設について運営方法を検討
到 達 目 標		施設ごとに最適な運営方法を検証し，施設運営の効率化と経営の改善，経費の縮減を図り，利用者の利便性の向上を目指す。

No. 5

基 本 方 針		I 自立した財政運営の構造づくり	担 当 課
重 点 項 目		(1) 行政運営の効率化と公共施設の見直し	契 約 管 財 課
推 進 項 目		⑤ 公共施設白書の作成と施設更新計画の策定	総 務 課
取 組 内 容		公共施設の現況を把握するための白書を作成し，それを基に，公共施設の更新手法についての総合的な計画を策定する。	
年 次 計 画	25年度	・ 「公共施設白書」作成のための基礎資料収集	
	(実績)	・ 公共施設管理台帳（白書の基礎資料）の整備（72施設198棟）	
	26年度	・ 「公共施設白書」の作成	
	(実績)	・ 「結城市公共施設白書」の作成（74施設） ・ 冊子，HPで公表	
	27年度	・ 老朽化した施設等の在り方や存続・休廃止，更新手法などを総合的に検証する「 公共施設等総合管理計画 」の策定を開始（ 2ヶ年継続事業 ）	
	28年度	・ 「 公共施設等総合管理計画 」の策定	
	29年度	・ 「 公共施設等総合管理計画 」に基づく更新の実施	

到達目標	公共施設の効率かつ効果的な更新計画を策定し、公共施設延べ床面積を現在の約156,000㎡から5%削減し、約148,200㎡に削減する。
------	---

No. 6

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(2) 自主財源の確保と経費節減合理化による財政の健全化	税務課
推進項目	① みなす課税の実施	
取組内容	地方税法の規定に基づき、仮換地指定・使用収益開始がなされた土地区画整理地内において、当該換地又は保留地を取得した者をもって所有者とみなし、固定資産税の「みなす課税」を実施する。	
年次計画	25年度	・実施済地区 ①結城南部第四工区（平成18年度から） ②結城第一工業団地矢畑地区（平成24年度から） ・平成27年度評価替えにおける「みなす課税」の準備
	(実績)	・「富士見町地区」みなす課税準備作業（資料収集、現況調査）
	26年度	・平成27年度評価替えにおける「みなす課税」の準備
	(実績)	・富士見町地区にみなす課税実施のための標準地及び路線価を設定 ・組合役員及び地権者へ通知 ・お知らせ版及びホームページでの市民への周知
	27年度	・北西部土地区画整理事業「富士見町地区」の「みなす課税」を実施 ・平成30年度評価替えにおける「みなす課税」の検討
	28年度	・平成30年度評価替えにおける「みなす課税」の準備
	29年度	・平成30年度評価替えにおける「みなす課税」の準備
到達目標	土地区画整理事業の進捗状況を勘案しながら、評価替えに併せて「みなす課税」を実施し、固定資産税の増収を図る。 （実施検討地区）結城南部「第2工区」「第3工区」、北西部「逆井地区」「四ツ京地区」	

No. 7

基本方針	I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目	(2) 自主財源の確保と経費節減合理化による財政の健全化	税務課
推進項目	② 特別徴収の推進	
取組内容	地方税法の規定に基づき、個人市民税の特別徴収を推進し、県内市町村と連携して「一斉指定」を実施する。	
年次計画	25年度	・個人市民税の特別徴収「一斉指定」に向けた準備
	(実績)	・実務的検討勉強会 3回 ・特別徴収未実施事業者への要請活動（チラシ等啓発：111箇所、事業所訪問：22箇所）

年 次 計 画	26年度	・個人市民税の特別徴収「一斉指定」に向け、対象事業者への周知及び予告
	(実績)	・市ホームページ、お知らせ版による広報 ・税理士及び商工会議所への協力要請 ・啓発用リーフレット及び指定予告通知を事業所に送付 ・年末調整説明会での説明
	27年度	・個人市民税の特別徴収「一斉指定」の実施
	28年度	・継続実施
	29年度	・継続実施
到達目標		個人市民税の特別徴収をすべての事業者に適用し、納税者の利便性と徴収率の向上を図る。

No. 8

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担 当 課
重点項目		(2) 自主財源の確保と経費節減合理化による財政の健全化	収 税 課
推進項目		③ 債権の一元管理の検討	関 係 各 課
取組内容		市の保有する債権（市税の税滞納等）一元管理の手法を研究し、検討行う。	
年 次 計 画	25年度	・債権の一元管理についての手法を研究する準備、情報収集	
	26年度	・現況の把握に併せて、全庁的な問題意識の共有化を図り、徴収に係る研修会等を実施	
	(実績)	・市収納改善委員会幹事会を開催 ・行政組織機構改革の一環として、国民健康保険税の収納事務等を収税課に移管（H27施行）	
	27年度	・現況の把握に併せて、全庁的な問題意識の共有化を図り、徴収に係る研修会等を実施 ・債権の一元管理についての手法研究、検討組織の立ち上げ	
	28年度	・債権の一元管理について検討の終了、管理手法の構築	
	29年度	・構築された管理手法に基づき、債権管理を実施	
到達目標		債権の一元管理の手法や適用範囲の研究・検討を行い、本市の状況に適した手法を構築し、債権額の縮減を図る。	

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(2) 自主財源の確保と経費節減合理化による財政の健全化	財政課
推進項目		④ 使用料・手数料・負担金の見直し	関係各課
取組内容		使用料・手数料について受益者負担の原則に則り、対象者と額の検証を行う。また、加盟団体等の負担金についても必要性の検証を行う。	
年次計画	25年度	・使用料，手数料の抽出 ・加盟団体等に対する負担金の抽出	
	(実績)	・平成26年度予算から抽出 使用料 35種類，1,650,153千円（上下水道使用料含む） - 手数料 37種類 39,290千円 - 負担金 195件，32,758千円	
	26年度	・使用料，手数料のコスト計算を行い，現状が適正かを検証（シート活用） ・行政評価に合わせ負担金シートを作成し検証	
	(実績)	【使用料・手数料】 ・現状の使用料・手数料を検証し，見直しが必要なものについては，関係各課に要請（督促手数料等） 【負担金】 ・負担金シートを各課に作成依頼し検証，整理・縮減が可能な負担金について，H27予算に反映（脱退1件）	
	27年度	・使用料，手数料のコスト計算を行い，現状が適正かを検証 ・負担金の随時見直し	
	28年度	・随時見直し	
	29年度	・随時見直し	
到達目標		使用料・手数料については，検証結果に基づき，改定が必要とされたものについて順次改定を行う。 負担金については，検証結果に基づき，整理・縮減を図る。	

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(2) 自主財源の確保と経費節減合理化による財政の健全化	財政課
推進項目		⑤ 公営企業会計の健全化の推進	関係各課
取組内容		公営企業会計（公共下水道事業，農業集落排水事業）の事業計画の策定を通して経営の健全化を図り，一般会計繰出金を縮減する。	
年次計画	25年度	・公共下水道料金の見直し検討（4年ごと） ・収支計画の作成（使用料の適正化・加入率の向上・コスト削減等を考慮し検証）	
	(実績)	・公共下水道事業収支計画の作成 ・公共下水道料金の見直し実施（据置の決定）	

年次計画	26年度	・収支計画の作成（使用料の適正化・加入率の向上・コスト削減等を考慮し検証） ・収支計画と決算との比較検証
	（実績）	・公共下水道事業と農業集落排水事業の収支計画を作成
	27年度	・収支計画の作成（使用料の適正化・加入率の向上・コスト削減等を考慮し検証） ・収支計画と決算との比較検証
	28年度	・収支計画の作成（使用料の適正化・加入率の向上・コスト削減等を考慮し検証） ・収支計画と決算との比較検証
	29年度	・公共下水道料金の見直し検討（4年ごと） ・収支計画の作成（使用料の適正化・加入率の向上・コスト削減等を考慮し検証） ・収支計画と決算との比較検証
到達目標		公営企業会計に対する一般会計繰出金の縮減

No. 11

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し	総務課
推進項目		① 行政組織機構と事務決裁規程の見直し	
取組内容		市民サービスの向上に資する組織機構の見直しを実施する。また、事務決裁規程を見直し、意思決定の効率化を図る。	
年次計画	25年度	・4月1日付けで行政組織機構の見直しを実施（上下水道部の廃止、課の整理統合） ・事務決裁規程の見直しの調査	
	（実績）	・平成26年度に実施する行政組織機構の見直し検討（係の再編等） ・事務決裁規程の見直し案の作成	
	26年度	・行政組織機構の定期的な見直しを実施 ・事務決裁規程の見直しの実施	
	（実績）	・社会福祉課、健康増進センター及び水道課について係を増設し、増加・多様化する業務に対応 ・事務決裁規程の専決区分を見直し、決裁のスピード化を図る。（H27施行）	
	27年度	・行政組織機構の定期的な見直しを実施 ・事務決裁規程の見直しの効果の検証	
	28年度	・行政組織機構の定期的な見直しを実施	
	29年度	・行政組織機構の定期的な見直しを実施	
到達目標		簡素で機能的な組織を基本とする。また、組織内部での権限委譲を推進し、事務処理の効率化・スピード化を図るとともに、責任の所在を明確にする。	

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し	総務課
推進項目		② 出先機関等の再編検討	関係各課
取組内容		保育所、学校を含めた出先機関等について、規模と配置の適正化、運営の効率化を図るため、再編の検討を行う。 (対象施設：市立保育所、市立小中学校、市公民館、各集会所、コミュニティセンター等)	
年次計画	25年度	・課題整理	
	(実績)	・市公民館について、内部検討会議の開催（2回）	
	26年度	・出先機関等の再編に関する基本的な考え方の整理	
	(実績)	・南部事務所の廃止（区画整理課の移転） ・市公民館の整備について、庁外組織である「公民館施設整備検討委員会」と庁内組織である「公民館施設整備庁内検討委員会」を開催し、基本構想について検討	
	27年度	・出先機関等の再編に関する基本方針の作成着手 (公共施設等総合管理計画において方針を検討)	
	28年度	・出先機関等の再編に関する基本方針及び実施計画の策定 (公共施設等総合管理計画において方針を策定)	
	29年度	・出先機関等の再編に関する基本方針及び実施計画の運用及び検証	
到達目標		設置状況、運営状況等を明らかにしたうえで、出先機関等の再編に関する基本方針及び実施計画を策定し、適正な配置と効率的な運営を実現し、経費の削減を図る。	

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し	秘書課
推進項目		③ プロジェクトチームと庁議の活用	総務課
取組内容		政策員制度の充実と、庁議との統一性・連携性を持った庁内プロジェクトチーム制度の確立を図るとともに、市の最高意思決定機関である庁議に関して開催事務の簡素化を図り、定期的な開催を実施する。	
年次計画	25年度	・「結城市庁議規程」の改正	
	(実績)	・結城市庁議規程の一部改正（3月27日付） 改正内容：庁議開催事務の簡素化、定期的な開催の実施	
	26年度	・改正「結城市庁議規程」に基づき、定期的に庁議を実施 ・庁内プロジェクトチームに関する要項の制定(庁議幹事会議機能、政策員の配置等)	
	(実績)	・庁議開催実績 定例6回、臨時3回 審議件数32件、報告件数6件 ・プロジェクトチーム要項については政策員制度との整合を図り、引き続き検討	

年次計画	27年度	・改正「結城市庁議規程」に基づき、定期的に庁議を実施 ・ 庁内プロジェクトチームに関する要項の制定(庁議幹事会議機能、政策員の配置等)
	28年度	・改正「結城市庁議規程」に基づき、定期的に庁議を実施 ・要項に基づき、庁内プロジェクトチームを運用
	29年度	・改正「結城市庁議規程」に基づき、定期的に庁議を実施 ・要項に基づき、庁内プロジェクトチームを運用
到達目標		市の最高意思決定機関として庁議の地位を確立し、また庁議幹事会議機能を有したプロジェクトチーム制度を確立する。併せて政策員制度の充実を図る。

No. 14

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し	総務課
推進項目		④ 外郭団体等の自立促進	関係各課
取組内容		市と関連の深い外郭団体等について、運営に積極的に関与し、自立を促進して補助金等の削減を図る。(対象団体：市土地開発公社、市社会福祉協議会、市シルバー人材センター、TMO結城、市文化・スポーツ振興事業団、富士見町・逆井・四ツ京土地区画整理組合)	
年次計画	25年度	・「市出資法人指導監督要項」に基づき、ヒアリングを実施 ・各団体の運営状況及び事業内容の精査、検証とそれに基づく指導	
	(実績)	・ヒアリングの実施(市土地開発公社、市社会福祉協議会、市シルバー人材センター、TMO結城、市文化・スポーツ振興事業団) ・「結城市土地開発公社経営健全化計画」策定	
	26年度	・「市出資法人指導監督要項」に基づき、ヒアリングを実施 ・「市出資法人指導監督要項」の見直し	
	(実績)	・出資法人等5団体に対し、実地検査及びヒアリングを実施 ・要項及び実地検査方法の見直しを実施	
	27年度	・改正「市出資法人指導監督要項」に基づき、ヒアリングを実施 ・文化・スポーツ振興事業団に関する重点的な検討(市民文化センター、鹿窪運動公園指定管理最終年度)	
	28年度	・改正「市出資法人指導監督要項」に基づき、ヒアリングを実施 ・文化・スポーツ振興事業団に関する重点的な検討(市民情報センター指定管理最終年度)	
	29年度	・改正「市出資法人指導監督要項」に基づき、ヒアリングを実施 ・各団体の運営状況及び事業内容の精査、検証とそれに基づく指導	
到達目標		各団体と協調しながら事業の見直し・精査を実施し、市が支出している補助金等(委託料含む)を平成25年度当初予算比で10%削減する。	

No. 15

基本方針		I 自立した財政運営の構造づくり	担当課
重点項目		(3) 効率的な組織機構の構築と外郭団体の見直し	企画政策課
推進項目		⑤ 筑西広域市町村圏事務組合の在り方の協議	

取 組 内 容		構成する筑西市及び桜川市と連携しながら、共同事務処理の本来の目的に立ち回り、広域事務組合のあり方について協議する。
年 次 計 画	25年度	・課題の整理
	(実績)	・筑西地方拠点都市地域整備協議会ワーキング会議の実施
	26年度	・課題の整理，構成市による協議（企画・財政部門） ・構成市による協議，組合事務局と構成市による事務レベルの勉強会の開催
	(実績)	・構成市による協議をするため，事務レベルで企画財政事務担当者会議を新たに設置
	27年度	・事務組合と構成市による事務連絡会議の設置及び運営
	28年度	・事務組合と構成市による事務連絡会議の運営
	29年度	・事務組合と構成市による事務連絡会議の運営
到 達 目 標		構成市が現状の課題を把握し，将来を見据えた運営が図られるよう，事務連絡会議を設置し，協議を進める。

No. 16

基 本 方 針		Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担 当 課
重 点 項 目		(4) 定員管理及び給与の適正化	総 務 課
推 進 項 目		① 定員管理計画の策定	
取 組 内 容		中期的な定員管理計画を策定し，併せて嘱託，臨時職員についても計画的な雇用を実施する。	
年 次 計 画	25年度	・臨時職員雇用等管理規程の制定（平成26年4月1日施行予定）	
	(実績)	・臨時職員等雇用管理規程の策定準備（内部調整，資料作成）	
	26年度	・平成31年度までを計画期間とした中期定員管理計画の策定 ・嘱託職員の職種，定員等の見直し実施 ・臨時職員の適正人数の検証	
	(実績)	・「嘱託職員雇用等管理規程」の見直しと「臨時職員等雇用管理規程」の策定を実施し（共にH27施行），適正な労務管理を実現 ・「定員管理計画」の策定準備	
	27年度	・中期定員管理計画の検証と見直し ・臨時職員の適正人数の検証	
	28年度	・中期定員管理計画の検証と見直し	

年次計画	29年度	・中期定員管理計画の検証と見直し
到達目標	中期的な定員管理計画を策定し、平成31年度末までに総職員数（正職員、嘱託職員、臨時職員の計、平成26年1月1日現在：503名）を5%削減する。また嘱託、臨時職員については必要性を検証し、雇用ルールを明文化する。	

No. 17

基本方針	Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目	(4) 定員管理及び給与の適正化	総務課
推進項目	② 再任用制度の実施	
取組内容	退職職員の再任用について、制度設計を行うことにより雇用と年金の接続を確実にし、また今後組織における再任用職員の適切な運用を図る。	
年次計画	25年度	・制度運用形態の決定 ・定年退職者に対する募集と説明、配属課所の決定 ・年度末定年退職者：14名（年金支給開始時期：平成26年度）
	(実績)	・制度運用形態及び配置先の決定 （江川出張所、西の宮見世蔵、紬の里結城パークゴルフ場、結城南中学校）
	26年度	・定年退職者に対する募集と説明、配属課所の決定 ・年度末定年退職予定者：13名（年金支給開始時期：平成27年度） ※雇用想定：平成25年度退職者7名
	(実績)	・再任用職員：7名 ※配置先 江川出張所、西の宮見世蔵、紬の里結城パークゴルフ場、結城南中学校
	27年度	・定年退職者に対する募集と説明、配属課所の決定 ・年度末定年退職予定者：8名（年金支給開始時期：平成29年度） ※雇用想定：平成25年度退職者7名、平成26年度退職者7名 計14名
	28年度	・定年退職者に対する募集と説明、配属課所の決定 ・年度末定年退職予定者：4名（年金支給開始時期：平成30年度） ※雇用想定：平成26年度退職者7名、平成27年度退職者4名 計11名
	29年度	・定年退職者に対する募集と説明、配属課所の決定 ・年度末定年退職予定者：11名（年金支給開始時期：平成32年度） ※雇用想定：平成27年度退職者4名、平成28年度退職者2名 計6名
到達目標	定年退職者の半数が再任用職員として勤務することを想定し、平成26年度7名、27年度14名、28年度11名、29年度6名の再任用職員について効果的かつ適切な運用を図る。	

No. 18

基本方針	Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目	(4) 定員管理及び給与の適正化	総務課
推進項目	③ 人事評価の研究と導入	
取組内容	公正かつ客観的な人事評価制度の構築のための研究と検討を行い、導入を目指す。	
年次計画	25年度	・制度についての調査と検討

年次計画	26年度	・制度についての調査と検討 ・次年度にテストを実施するモデル課の設定
	(実績)	・地方公務員及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布によりH28から人事評価の義務化 ・市における関係規程の整備準備
	27年度	・評価者研修及び被評価者研修の実施 ・関係規程の整備 ・試行開始（下半期）
	28年度	・人事評価制度の実施開始
	29年度	・継続実施
到達目標		平成28年度から人事評価制度を実施し、評価結果の活用により適切な人事管理を行う。

No. 19

基本方針		Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目		(4) 定員管理及び給与の適正化	総務課
推進項目		④ 各種手当の見直しと特別休暇等の整理統合	
取組内容		職員手当の種類、基準、額を見直し、また、特別休暇等についても制度の趣旨に沿った改正を行う。	
年次計画	25年度	・特殊勤務手当の見直し（保育業務手当） ・特別休暇制度の見直し（夏季休暇及び産前休暇）	
	26年度	・国、県の手当と休暇制度の調査及び比較・検討 ・特殊勤務手当の見直し（危険業務手当、緊急出動手当） ・年次休暇の運用制度検討（年基準→年度基準）	
	(実績)	・保育業務手当及び危険業務手当を廃止し、職員手当の適正化を実施 ・年次休暇の付与基準を暦年から年度に変更し、効率的で適正な労務管理を図る。（共にH27施行）	
	27年度	・国、県の手当と休暇制度の調査及び比較・検討	
	28年度	・国、県の手当と休暇制度の調査及び比較・検討	
	29年度	・国、県の手当と休暇制度の調査及び比較・検討	
到達目標		特殊勤務手当数の削減（7種類→4種類） 夏季休暇の日数変更（6日→5日） 産前休暇の拡充（6週→8週）	

基本方針		Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目		(5) 人材の育成と職員の意識改革	総務課
推進項目		① 人材育成基本方針の見直し	
取組内容		地方分権の時代に対応した質の高い行政運営を進めるため、人材育成基本方針の見直しを実施する。	
年次計画	25年度	・効果的な人材育成をするための研修計画資料の収集	
	26年度	・「人材育成基本方針」の見直し骨子の作成 (独自研修の確立と市町村アカデミーおよび自治研修所の研修メニュー利用、研修講師育成)	
	(実績)	・H27年度中に見直しに向け、人事管理と職員研修を柱とする基本方針の骨子を作成した。	
	27年度	・「人材育成基本方針」の見直しと決定	
	28年度	・改正「人材育成基本方針」に基づき研修を実施	
	29年度	・改正「人材育成基本方針」に基づき研修を実施	
到達目標		平成27年度までに人材育成基本方針の見直しを実施し、新たな基本方針のもと、効果的な研修を実施する。また基本方針は定期的に見直しをするものとする。	

基本方針		Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目		(5) 人材の育成と職員の意識改革	総務課
推進項目		② 効果的な職員研修体系の整備	
取組内容		人材育成基本方針に沿った効果的な研修体系を整備し実施する。また市町村アカデミーや自治研修所で実施する各種講師養成研修の受講により、内部講師を養成し研修の充実を図る。	
年次計画	25年度	・市町村アカデミーに3名派遣 ・外部講師による独自研修を7件実施 ・自治研修講師養成研修2名派遣	
	(実績)	・市町村アカデミー、国際文化アカデミー（観光戦略と地域ブランド等）：3名 ・独自研修（OJT研修等）：延べ361名 ・自治研修所（県）研修（）：延べ59名　うち講師養成研修：2名	
	26年度	・市町村アカデミーに6名、自治研修講師養成研修3名派遣予定 ・外部講師による独自研修を7件実施予定 ・JST研修、新採職員研修等への講師派遣	
	(実績)	・市町村アカデミー（千葉）、国際文化アカデミー（滋賀）に研修生派遣（4人） ・独自研修（階層別）10件：参加者述べ416人 ・内部講師の養成（3人）　・内部講師の派遣、活用（述べ11人）	
	27年度	・階層別研修計画の策定 ・内部講師養成計画の策定	

年次計画	28年度	・計画に基づき運用
	29年度	・計画に基づき運用
到達目標		階層別研修計画及び内部講師養成計画を策定し、研修体系を整備する。 階層別研修のローリング方式による研修実施：平成29年度まで毎年各階層1メニュー実施 内部研修講師養成：平成29年度までに4つの研修メニュー×3名＝12名養成

No. 22

基本方針		Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目		(5) 人材の育成と職員の意識改革	総務課
推進項目		③ 専門職の任用と活用	
取組内容		専門的な資格と能力を必要とされる職種について、必要とされる部署や人数を正確に把握し、有資格者の確保と適正な配置を行い効果的な活用を図る。	
年次計画	25年度	・在職者における有資格者の把握と必要部署、配置部署及び人数の調査	
	26年度	・在職者における有資格者の把握と必要部署、配置部署及び人数の調査 ・各種専門職の任用と活用、育成に関する「基本方針」の検討	
	(実績)	・これまで臨時職員で雇用していた保育士を嘱託職員での任用に改め、安定した雇用と人材の確保を実現（H27から）	
	27年度	・各種専門職の任用と活用、育成に関する「基本方針」の策定 ・各種専門職を対象とした採用試験の実施検討	
	28年度	・「基本方針」に基づく運用	
	29年度	・「基本方針」に基づく運用	
到達目標		必要とされる保育士、保健師、看護教員、主任介護支援専門員、社会福祉士、管理栄養士、土木系技術者、建築系技術者の確保、育成及び適正な配置を行う。	

No. 23

基本方針		Ⅱ 社会環境の変化に対応できる組織・人材づくり	担当課
重点項目		(5) 人材の育成と職員の意識改革	総務課
推進項目		④ 労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進	
取組内容		職場のストレス要因の軽減や働きやすい快適な職場づくりを目指し、メンタルヘルス不調の予防と早期発見、早期治療、円滑な職場復帰及び再発予防に取り組む。	

年次計画	25年度	・新採職員を中心とした若手職員対象にメンタルヘルス研修（セルフケア）の実施 ・季節ごとに、メンタルヘルス不調の際の相談窓口を周知
	（実績）	・メンタルヘルス研修（セルフケア）の実施 対象：H24, H25採用職員22名 ・メンタルヘルスケア相談窓口の庁内周知（5回）
	26年度	・産業医の委嘱（メンタルヘルス対応） ・職場復帰プログラムの作成検討 ・課長職を対象としたメンタルヘルス研修（ラインケア）の実施
	（実績）	・産業医による職員面談を実施 ・メンタルヘルス研修（ラインケア）の実施：参加者31人 ・メンタルヘルス研修（セルフケア）の実施：参加者50人
	27年度	・産業医によるメンタルヘルス相談の実施 ・職場復帰プログラムの作成検討 ・中堅職員を対象としたメンタルヘルス研修（セルフケア）の実施
	28年度	・産業医によるメンタルヘルス相談の実施 ・職場復帰プログラムの作成 ・新採職員を中心とした若手職員対象にメンタルヘルス研修（セルフケア）を実施
	29年度	・産業医によるメンタルヘルス相談の実施 ・課長職、主務係長を対象としたメンタルヘルス研修（ラインケア）の実施
到達目標		産業医によるメンタルヘルス相談を年2回程度実施、相談体制を確立する。 メンタルヘルス研修を毎年1回実施する。 メンタルヘルス不調者の職場復帰プログラムを作成する。

No. 24

基本方針		Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目		（6）協働による市政の推進	市民活動支援センター
推進項目		① 協働のまちづくり指針の見直し	
取組内容		平成18年度に策定した「結城市協働のまちづくり指針」を見直し、目指すべき「協働」像を明確にする。	
年次計画	25年度	・見直しに向けての資料、情報等の収集	
	26年度	・見直しに向けて、既存の指針を分析、評価し検討を実施	
	（実績）	・協働のまちづくりの推進を図るため、推進委員会を設置 ・H27に指針の見直しを行う。	
	27年度	・見直しの実施	
	28年度	・見直した指針に基づき、事業を推進	
	29年度	・見直した指針に基づき、事業を推進	
到達目標		既存の指針を見直し、新しい「協働のまちづくり指針」の策定する。その中で今後目指すべき「協働」像を確立し、推進する。	

基 本 方 針		Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担 当 課
重 点 項 目		(6) 協働による市政の推進	市民活動支援センター
推 進 項 目		② 市民活動支援センターの利用促進	
取 組 内 容		市民活動支援センターの運営について、市民が利用しやすい体制を構築し、利用促進を図る。	
年次計画	25年度	・ 課題整理（年間利用者数：2,500人（見込））	
	(実績)	・ 4月2日 開館 ・ 年間利用者数：延べ2,562人 ・ 利用者向け交流サロンの開催（5回）	
	26年度	・ 利用者及び他の施設等からの情報収集 ・ 利用促進の検討及び施設運営方法の改善	
	(実績)	・ 先行する近隣2市を視察 ・ 登録団体等に対して、センター運営に関するアンケートを実施、また登録団体等の活動を活性化するため、交流サロンを実施	
	27年度	・ 改善内容に基づく施設運営の実施 ・ 利用者から情報収集等を行い、現状の検証と更なる改善を検討	
	28年度	・ 改善内容に基づく施設運営の実施 ・ 利用者から情報収集等を行い、現状の検証と更なる改善を検討	
	29年度	・ 改善内容に基づく施設運営の実施 ・ 利用者から情報収集等を行い、現状の検証と更なる改善を検討	
到達目標		市民の主体性や自主性を活かした、これまでよりも利用しやすいセンターを目指し、年間利用者数を15%増加させる。	

基本方針		Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目		(6) 協働による市政の推進	市民活動支援センター
推進項目		③ 公共施設ボランティア制度の導入検討	
取組内容		公共施設の維持管理や運営に、民間活力の活用を図るための制度の研究と検討を行う。	
年次計画	25年度	・情報収集	
	26年度	・事例等調査、先進地視察等の実施	
	(実績)	・県内近隣2市及び県外2市へ視察を実施	
	27年度	・課題の洗い出し ・制度導入の適否を含めた制度の骨子検討	

年次計画	28年度	・ 検討結果に基づき運用
	29年度	・ 検討結果に基づき運用
到達目標		公共施設のボランティア制度の導入について調査・研究し、導入の適否及び範囲等を検討する。

No. 27

基本方針		Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目		(6) 協働による市政の推進	市民活動支援センター
推進項目		④ 公募型補助金の拡充	
取組内容		「協働のまちづくり推進事業補助金」制度の利活用を促進し、既存補助金からの転換を促す。	
年次計画	25年度	・ 課題の整理（補助金交付件数：13件）	
	(実績)	・ 補助金交付件数：13件，交付額：714,000円	
	26年度	・ 利用者からの意見聴取等を行い，要項等の見直しを実施 ・ 既存の市単独補助金からの転換について検討	
	(実績)	・ 利用者からの要望等に基づき，交付対象期間の見直し及び申請に係る手間の軽減について検討し，H27から要項の見直しを図る。 ・ 補助金交付件数：10件，交付額：533,000円	
	27年度	・ 見直しの結果に基づき，新たな制度を運用 ・ 既存の市単独補助金からの転換について検討，実施	
	28年度	・ 見直しの結果に基づき，新たな制度を運用 ・ 既存の市単独補助金からの転換について検討，実施	
	29年度	・ 見直しの結果に基づき，新たな制度を運用 ・ 既存の市単独補助金からの転換について検討，実施	
到達目標		多様な主体と行政との協働のために現在実施している「協働のまちづくり推進事業補助金」の拡充を前提とした見直しを実施し，利用団体の増加を図る。（目標件数：20件） また既存の市単独補助金について，その性質に応じて公募型転換を実施する。（目標件数：3件）	

No. 28

基本方針		Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目		(7) 参画機会の確保と透明性の向上	企画政策課
推進項目		① パブリックコメント制度等の充実	
取組内容		市民生活に関わる制度や条例の制定に際し，市の意思決定前に公表し，市民の意見を反映する制度であることを周知し，多くの意見を頂ける仕組みをつくる。	

年次計画	25年度	・パブリックコメント実施案件数 4件 ・提出された意見 2件
	(実績)	・パブリックコメント実施案件数 4件（結城市ICT推進戦略2013, 結城市地域防災計画震災対応編, 第4次結城市行政改革大綱, 結城市食育推進計画） ・提出された意見 2件
	26年度	・現状把握と課題の整理
	(実績)	・パブリックコメント実施案件数 9件（結城市庁舎整備基本構想 他） ・提出された意見 9件
	27年度	・改善策の検討と要項の改正, 広報周知
	28年度	・新たな要項による運用開始
	29年度	・新たな要項による運用
到達目標		多くの市民が制度を理解し, 多くの意見を聴取できる制度にする。

No. 29

基本方針		Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目		(7) 参画機会の確保と透明性の向上	総務課
推進項目		② 公募委員・女性委員の積極的な登用	関係各課
取組内容		審議会等における公募委員と女性委員の登用増加を図る。	
年次計画	25年度	・審議会等における公募委員と女性委員の登用状況の調査	
	(実績)	・審議会等数：50 ・委員数：延べ580名（男 433名, 女 147名, うち公募委員数 26名） H26.3.31現在	
	26年度	・平成19年度に定めた「結城市審議会等の在り方に関する基本方針」の検証	
	(実績)	・調査票により審議会等の実態調査を実施（43機関）	
	27年度	・「結城市審議会等の在り方に関する基本方針」の見直し ・公募委員, 女性委員未導入の審議会等への導入の検討	
	28年度	・「基本方針」に基づき, 公募委員と女性委員の登用増加を図る。	
	29年度	・「基本方針」に基づき, 公募委員と女性委員の登用増加を図る。	

到達目標	「結城市審議会等の在り方に関する基本方針」の中で別途定める目標値を達成する。
------	--

No. 30

基本方針		Ⅲ 市民と行政がともに支え合う体制づくり	担当課
重点項目		(7) 参画機会の確保と透明性の向上	秘書課
推進項目		③ 行政情報の提供方法の充実	
取組内容		市ホームページや広報紙を利用した広報体制の充実を図り、併せてケーブルテレビ等新しいメディアを用いた情報発信について検討する。	
年次計画	25年度	- 市ホームページのリニューアル検討委員会（庁内）を設置 - 平成26年度からのリニューアル運用開始に向けて、現行システムの課題を整理	
	(実績)	ホームページリニューアル検討委員会の設置及び開催（2回）	
	26年度	市ホームページのリニューアル実施と運用開始	
	(実績)	- H27.2～リニューアル実施 - リニューアルにより、市民が必要とする情報をより取得しやすく、また更新が容易になったことにより、行政情報のスピーディな情報提供が可能となった。	
	27年度	- ケーブルテレビや雑誌等幅広いメディアへの情報発信の検討 - ソーシャルネットワーキングサービス（フェイスブック、ツイッター）を使った情報発信の強化と利用促進	
	28年度	- ケーブルテレビや雑誌等幅広いメディアへの情報発信の実施 - 視覚的な情報提供に加え、防災行政無線等を活用した音声による行政情報の提供を検討	
	29年度	- ケーブルテレビや雑誌等幅広いメディアへの情報発信の実施 - 防災行政無線を活用した行政情報の提供を開始	
到達目標		ホームページのリニューアルと運用開始、幅広いメディアへの情報発信及び防災行政無線の活用した情報発信等を実施し、求められる情報の効果的な発信と分かりやすい情報提供を行う。	